

藤井寺市柏原市学校給食組合行政不服審査法施行条例

令和 5 年 2 月 10 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (1) 法第38条第1項に規定する書面又は書類（次項において「対象書面等」という。）の写しの交付 用紙（A3サイズまで）1枚につき10円（カラーで複写された場合は、20円）
- (2) 法第38条第1項に規定する電磁的記録（次項において「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の交付 用紙（A3サイズまで）1枚につき10円（カラーで出力された場合は、20円）
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものの交付 作成に要する費用に相当する額

2 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条において同じ。）は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し、対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は前項第3号によるものの送付を求めることができる。

3 手数料及び送付に要する費用は、前納しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第3条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項（他の法令で準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。